

重要事項説明書

志貴野長生寮デイサービスセンター

【 地域密着型通所介護 】

(事業所番号：1670201589 号)

当事業所は、ご利用者に対して、指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容および契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「**要介護**」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業所経営法人 (事業者)	3
2. 事業所の概要	3
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 利用の中止, 変更, 追加	7
6. 契約の終了について	7
7. 苦情などの受付	9
8. 事故発生時の対応	10
9. 損害賠償について	10
10. サービス提供における事業者の義務	11
11. 当事業所ご利用上の留意事項など	11

1. 事業所経営法人 (事業者)

- (1) 法人名 社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
- (2) 法人事務局所在地 富山県高岡市葦附 1239 番地の 27 (〒939-1273)
- (3) 電話番号など Tel. 0766-36-1200 Fax. 0766-36-1203
- (4) 代表者氏名 理事長 笠 島 學
- (5) 設立年月日 昭和 58 年 6 月 11 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所
平成 19 年 4 月 1 日指定 【事業所番号：1670201589 号】
(平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護事業所に移行)
※ 当事業所は、「特別養護老人ホーム 志貴野長生寮」に併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所において介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にある地域の高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的としています。
- (3) 事業所名 志貴野長生寮デイサービスセンター
- (4) 事業所所在地 富山県高岡市滝新 21 番地 1 (〒939-1254)
- (5) 電話番号など Tel. 0766-36-8850 Fax. 0766-36-8177
- (6) 事業所の管理者 事業所長 長 濱 敏
- (7) 事業所運営方針
- ①尊厳の保持
命を尊び、人を敬い、一人ひとりが人として尊重されるよう、生活環境およびサービスを提供します。
 - ②自立支援
利用者の自立支援を基本とし、一人ひとりの思いに沿って、できることを見守り、必要に応じて補助し、それぞれが望む生活を送れるよう支援します。

③家族との連携

家族等との連携を密にし、利用者が「人のつながり」を感じて安心して生活ができる環境づくりを行います。

④地域貢献

地域の施設ケアを運営する事業者として、施設と地域のつながりを構築し、地域から信頼される施設となれるよう、地域交流の推進や地域福祉の向上に努めます。

- (8) 通常の事業実施地域 高岡市, 砺波市, 射水市 (旧大門町)
※ 地域密着型通所介護事業では、原則として保険者が高岡市の方のみの利用となりますが、砺波市および射水市 (旧大門町) の方については、高岡市と当該保険者の間で了解が得られれば利用が可能です。(平成 28 年 3 月 31 日以前より利用中の方は、事業所の指定更新までは継続して利用できます。)
- (9) 営業日, 営業時間 月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
(サービス提供時間は、午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分)
- (10) 休業日 日曜日, 8 月 15 日および 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
- (11) 利用定員 1 日あたり 15 人
- (12) 併設事業 当事業所では、次の事業を併設して実施しています。
【介護老人福祉施設】 平成 19 年 4 月 1 日指定
富山県 第 1670201597 号 定員 80 人
【短期入所生活介護事業】 平成 19 年 4 月 1 日指定
富山県 第 1670201597 号 定員 5 人
【居宅介護支援事業】 平成 23 年 4 月 1 日指定
富山県 第 1670201845 号

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕 (職員の配置については、指定規準を遵守しています。)

職 種	職務内容	常勤換算	指定基準
1. 事業所長 (管理者)		1	1名
2. 生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1	1名
3. 介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。	4	1名
4. 看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助なども行います。	0.5	1名
5. 機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。	(1: 非常勤)	1名

※ 常勤換算： 職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総時間数を当事業所の常勤職員の所定勤務時間数 40 時間で除した人数です。

〔主な職種 of 勤務体制〕

職 種	勤務体制
1. 生活相談員	日 勤 8:30～17:30
2. 介護職員	日 勤 8:30～17:30
3. 看護職員	日 勤 9:00～12:30 / 9:00～13:00
4. 機能訓練指導員	日 勤 8:30～17:30 (非常勤)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 (別紙「利用料金表」もご参照ください)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 9 割) が介護保険から給付されます。(ご利用者の負担割合については、「介護負担割合証」をご確認ください)

なお、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

また、加算対象サービスについては、ご利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所とご利用者で協議したうえで地域密着型通所介護計画に定めます。

① 食 事

- 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事 (昼食) を提供します。
- ご利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただけるよう援助します。

② 入 浴

- 入浴または清拭を行います。

③ 排 泄

- 排泄の機能をできる限り維持するため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- 機能訓練指導員により、心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための機能訓練を実施します。

※ 機能訓練指導員は非常勤のため、ご希望に添えない場合があります。

⑤送迎サービス

- ご利用者またはご家族などの希望により、通常の事業実施地域においてご自宅と事業所間の送迎を行います。(2.(8)もご参照ください。)

(通常の事業実施地域)

高岡市, 砺波市, 射水市 (旧大門町)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用 (食材料費および調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。(¥500)

② 給付対象以外のレクリエーションなど

ご契約者の希望により、レクリエーションなどに参加していただくことができます。この場合、材料代などの実費をご負担していただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金など、ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます。

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) サービス利用料金及びその支払い方法

前記(1), (2)の料金・費用は、月ごとに計算し、当月の分について翌月10日ごろまで

に請求いたします。（別紙「**利用料金表**」をご参照ください。）

お支払いは、原則、当事業所指定の金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。（支払期日：毎月 18～20 日ごろの平日、指定金融機関：北陸銀行）

ただし、引き落としを希望されない場合は、当事業所指定口座へのお振込みまたは現金でのお支払いもできます。（振込手数料は振込人のご負担となります。）

5. 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止または変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

なお、利用予定日の当日 8:30 以降に利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の当日 8:30 までに申し出があった場合	… 取消料は掛かりません
利用予定日の当日 8:30 までに申し出がなかった場合	… 食費に相当する金額

(2) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時をご利用者に提示して協議します。

6. 契約の終了について

(1) ご契約の有効期間について

ご契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様の扱いとします。

(2) 契約の終了について

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ご利用者が亡くなられた場合 ② 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が「自立」または「要支援」と判定された場合 ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
|--|

- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合
(詳細は以下 ア. をご参照ください。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合
(詳細は以下 イ. をご参照ください。)

ア. ご利用者からの解約または契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合は、契約終了を希望する日の7日前までに「解約届出書」をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは従業者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

イ. 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、当事業所より契約解除の申し出を行い、現に当事業所を利用中の場合は、利用を終了し、帰宅していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
ご契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続

しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ⑤ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 苦情などの受付

(1) 当事業所における苦情などの受付

当事業所のサービスに対する苦情やご要望、ご相談は、以下の窓口で受け付けています。

- 受付担当者 古川生活相談員
- 受付時間 8:30～17:30（日曜日は除きます。）
- 受付方法
 - ① 口頭による受付（上記職員までお申し出ください。）
 - ② 電話による受付（下記番号までお申し出ください。）
 - ③ 文書による受付（入口に投書箱を設置しています。）
- 電話番号など Tel. 0766-36-8850 Fax. 0766-36-8177

(2) 行政機関の苦情受付窓口

① 高岡市高齢介護課

所在地 富山県高岡市広小路7-50（高岡市役所2階）
 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
 電話番号など Tel. 0766-20-1375 Fax. 0766-20-1364

② 砺波市高齢介護課（介護係）

所在地 富山県砺波市栄町7番3号（砺波市役所1階）
 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
 電話番号など Tel. 0763-33-1111 Fax. 0763-33-7622

③ 砺波地方介護保険組合

所在地 富山県砺波市栄町7番3号
 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
 電話番号など Tel. 0763-34-8333 Fax. 0763-34-8334

④ 射水市介護保険課

所在地 射水市新開発 410 番地 1
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
電話番号など Tel. 0766-51-6627 Fax. 0766-51-6666

(3) その他の苦情受付機関

① 富山県福祉サービス運営適正化委員会 (富山県社会福祉協議会内)

所在地 富山県富山市安住町 5-21 (富山県総合福祉会館 2 階)
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-432-3280 Fax. 076-432-6532

② 富山県国民健康保険団体連合会

所在地 富山県富山市下野豆田 995-3
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-431-9833 Fax. 076-431-9834

8. 事故発生時の対応

事業所内で事故が発生した場合には以下の手順により対応します。

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに医師などの指示を受け、ご利用者の生命・身体の安全を最優先に必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者のご家族、県、高岡市および保険者(介護保険証を発行している市町村)に連絡し、状況の説明を行います。
- (3) 事故発生の記録を「**事故報告書**」に記載するとともに、一連の経過および再発防止策をご利用者、ご家族、県、高岡市および保険者に報告します。

【事故対応責任者】

古川生活相談員 および 長濱事業所長

9. 損害賠償について

当事業所をご利用中に、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者またはご家族などの請求に応じて、閲覧や複写物の交付について対応します。
- (4) ご利用者および他のご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- (5) ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な処置を講じます。
- (6) 事業者および事業所職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族などに関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合、サービスを提供するための専門職間の連絡調整においては、医療機関、その他の専門機関にご利用者の情報などを提供します。
また、事業所の情報公開活動において、ご利用者の同意を得られた場合、機関紙やホームページなどの媒体にご利用者の情報や写真を掲載します。
- (7) ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

11. 当事業所ご利用上の留意事項など

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- (1) 施設、設備、敷地は、その本来の用途に従ってご利用ください。
- (2) 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、

相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- (3) 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (4) 事業所建物内での喫煙は禁止となっています。喫煙される際は、事業所敷地内にある喫煙所（事業所玄関外）にてお願いします。

